

第三国定住をご存じですか？



世界には、迫害や紛争によって、国外へ避難を余儀なくされている人が 4,000 万人以上います。彼らのことを広い意味で、「難民¹」と呼び、この難民問題の 3 つの解決策として、言われているのが、

① 自発的な本国への帰還

（難民となった事由がなくなったり、状況が改善して自国に戻っても生命の危険がない場合、難民本人の意志で本国に戻ることができます。）

② 最初に保護を求めた国での定住（第一次庇護国定住）

③ **第三国定住**

です。

「第三国定住」とは、難民キャンプなどで一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から、新たに受入れに合意した第三国へ移動させることです。

日本は、2010（平成 22）年から第三国定住のパイロットケースを
アジア初の試みとして開始しました。



（イメージ）

¹ 難民とは、1951 年の国際的な難民条約に当てはまる人のことです。（1.人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがある。2.迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖がある。3.国籍国の外にいる。4.国籍国の保護を受けることができない、または望まない。）

日本の第三国定住プログラム

- 対象は、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民です。
- 2010（平成22）年からの5年間で、毎年約30人（家族単位）を受け入れるパイロットケースです。
- 2010（平成22）年には、第一陣として5家族27名、2011（平成23）年には、第二陣として4家族18名が来日しました。
- 日本に来日した難民は、政府が用意した宿泊施設に入所し、生活援助費の支給などを受けつつ、政府が提供する定住支援施設において、定住支援プログラム（約180日）を受けます。



定住支援プログラムとは？

政府の委託を受けた（公財）アジア福祉教育財団難民事業本部が主に以下のプログラムを実施しています。

- ① オリエンテーション
- ② 日本語教育
- ③ 社会生活適応指導（日本の法律や税金、保険などの社会制度、自転車の乗り方、ATMの使い方などを学習）
- ④ 職業相談・職業紹介



難民は定住支援プログラム終了後、地域社会での生活を開始します

第三国定住難民3家族が鈴鹿市に定住しています！

難民が地域社会に定着するためには、地域の皆様の理解と支援が必要です！

第三国定住難民は、言葉も文化・習慣もまったく異なる日本の生活に不安を抱えながらも、日本での生活に希望を託してやってきました。今後、第三国定住難民が日本社会に定着し、安定した生活を営んでいくには、地域社会や職場・学校などの関係者の皆様の理解と支援が欠かせません。言葉が十分に分からなかったり、文化や習慣が違ったりすることで、お互いにとまどうことが多いかもしれませんが、これから同じ社会に暮らす一員として、温かい目で彼らを見守り、応援してください！